

第拾九條 本組合ニ加入セントスル者ハ規定ノ申込書ニ組合費一ケ月分ヲ添ヘ支拂又ハ本部ニ申出ツベシ

第拾條 本組合ヲ脱退セントスル者ハ其ノ理由ヲ附シ脱退届ヲ提出スルヲ要ス

第拾壹條 本組合員ニシテ左ノ一ニ該當スル者ハ執行委員會ニ於テ除名スル事ヲ得

一、組合ノ精神ニ違反シタル所爲アリタル者

二、組合ノ面目ヲ毀損スル所爲アリタル者

三、組合ノ統制ヲ亂シタル者

第拾貳條 前條ノ理由ニ依ル除名者ニシテ異議アル者ハ次期大會ニ申出ル事ヲ得

第拾參條 本組合員ハ左ノ權利義務ヲ有ス

一、本組合ノ役員、中央委員及代議員ノ選出權及被選出權

二、規定ノ組合費ヲ納入スル事

三、本組合ノ規約及ヒ決議ヲ絕對ニ尊重スル事

第七章 附 則

第拾四條 本組合ノ規約綱領ハ大會ニ於テ出席代議員ノ三分ノ二以上ノ賛成アルニ非ザレバ改正スルヲ得ズ

第拾五條 本規定ニ基ク施行細則ハ中央委員會之ヲ定ム